

技能職員等の給与に関する規則及び会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会規則第4号

技能職員等の給与に関する規則及び会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則
(技能職員等の給与に関する規則の一部改正)

第1条 技能職員等の給与に関する規則(昭和32年岩手県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																	
<p>(給与)</p> <p>第2条 技能職員等の給与については、技能職員等の給与に関する規則(昭和32年岩手県規則第51号)の適用を受ける職員の例による。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">規 定</th> <th style="text-align: center;">読み替えられる字句</th> <th style="text-align: center;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7条の8第1項</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7条の9</td> <td style="text-align: center;">環境保健研究センター 一、農業研究センター 二</td> <td style="text-align: center;">盛岡農業高等学校、花巻農業高等学校、一戸高等学校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">別表第2級別基準職務表職務の級1級の項</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p>	規 定	読み替えられる字句	読み替える字句	[略]			第7条の8第1項	[略]		第7条の9	環境保健研究センター 一、農業研究センター 二	盛岡農業高等学校、花巻農業高等学校、一戸高等学校	別表第2級別基準職務表職務の級1級の項	[略]		[略]			<p>(給与)</p> <p>第2条 技能職員等の給与については、技能職員等の給与に関する規則(昭和32年岩手県規則第51号)の適用を受ける職員の例による。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>同規則</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">規 定</th> <th style="text-align: center;">読み替えられる字句</th> <th style="text-align: center;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7条の8第1項</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">別表第2級別基準職務表職務の級1級の項</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p>	規 定	読み替えられる字句	読み替える字句	[略]			第7条の8第1項	[略]		別表第2級別基準職務表職務の級1級の項	[略]		[略]		
規 定	読み替えられる字句	読み替える字句																																
[略]																																		
第7条の8第1項	[略]																																	
第7条の9	環境保健研究センター 一、農業研究センター 二	盛岡農業高等学校、花巻農業高等学校、一戸高等学校																																
別表第2級別基準職務表職務の級1級の項	[略]																																	
[略]																																		
規 定	読み替えられる字句	読み替える字句																																
[略]																																		
第7条の8第1項	[略]																																	
別表第2級別基準職務表職務の級1級の項	[略]																																	
[略]																																		
備考 改正部分は、下線の部分である。																																		

(会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則の一部改正)

第2条 会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則(令和元年岩手県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 高所作業手当は、<u>盛岡農業高等学校、花巻農業高等学校又は一戸高等学校に勤務する技能職員等が、給与規則第7条の9の規定により読み替えてその例によることとされた一般職</u></p>	<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 高所作業手当は、技能職員等が、給与規則第7条の9の規定により読み替えてその例によることとされた一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年岩手県条例第52号)</p>

の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号）第9条の14第1項に規定する作業に従事したときに、支給する。 3・4 [略]	第9条の14第1項に規定する作業に従事したときに、支給する。 3・4 [略]
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。